

横浜地域調達情報

平成31年3月12日公表 調達番号 横19009号

件名:庁用品等の購入【概算総価】(横浜水上警察署)

見積書提出期限:平成31年3月18日(17時) 見積書提出場所 : 調達課 調達第二グループ

品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位	納入期限	納入場所
ポリゴミ袋 ほか	別紙「品目一覧表」のとおり					平成31年4月2日から 平成31年9月30日の間で 当方が発注の都度指定した 期限日までとする。	横浜水上警察署 5階 倉庫 (横浜市中区海岸通1-1) エレベーター有り

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ・詳細は、別紙「仕様書」のとおり。 ・この契約は、平成31年度予算発効時以降、効力を生ずるものとする。
--

同等品の確認の連絡先	所属	横浜水上警察署	担当者	牟田	電話 FAX	045(212)0110内線232 045(212)0110
------------	----	---------	-----	----	-----------	-----------------------------------

別紙 品目一覧表

件名		庁用品等の購入について						
番号	品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量A	単位	単価B	金額 A × B
1	ポリゴミ袋	不問	900mm×800mm×0.04mm 半透明70L 10枚入	—	120	冊		
2	ポリゴミ袋	不問	800mm×650mm×0.03mm 半透明45L 10枚入	—	180	冊		
3	ポリゴミ袋	不問	600mm×520mm×0.03mm 半透明20L 10枚入	—	120	冊		
4	ポリゴミ袋	不問	320mm×380mm×0.02mm 黒色5L 50枚入	—	4	パック		
5	ポリゴミ袋	不問	900mm×1000mm×0.05mm 半透明 90L	—	200	枚		
6	ヤシノミ洗剤	サラヤ	詰め替え用480ml 24袋入	否	3	箱		
7	キッチンハイター	花王	600ml 20本入	可	3	箱		
8	雑巾	不問	10枚入 白 200mm×300mm	—	6	袋		
9	ビニール手袋	ショーワグローブ	ナイスハンドミュー手袋 中厚手M ピンク全長31cm 手のひらまわり20cm	可	4	双		
10	キクロンA	キクロン	10個入(色不問) 115mm×75mm×36mm	可	2	袋		
11	液体せっけん そよ風	ミヨシ 石鹼	詰め替え用 1000ml 12袋入	否	2	箱		
12	サンポール	大日本 除虫菊	業務用 5L	否	3	本		
13	デオライトーL	和協産業	尿石除去剤 業務用1kg	否	5	本		
14	トイレの消臭剤	小林製薬	トイレの消臭元 400ml ふんわり清潔せっけん	否	10	個		
15	トイレブラシ	テラモト	CE-898-120-0	否	10	本		
16	ルックまめピカ 抗菌プラス	ライオン	本体 210ml	否	3	本		
17	ルックまめピカ 抗菌プラス	ライオン	詰替用 190ml	否	5	袋		
18	ごみシャット	ボンスター	M-308 50枚入 排水口用不織布タイプ	否	5	セット		
小計								
消費税及び地方消費税								
合計								

仕 様 書

- 1 件名
庁用品等の購入
- 2 品目・規格
別紙「品目一覧表」記載のとおりとする。
- 3 概算数量
概算数量は、過去の実績等から勘案したもので、実際の購入数量とは異なる。
- 4 見積金額
見積金額は1品目あたりの単価(税抜き)に概算数量を乗じた額の合計金額(概算総価)とし、単価、総価とも小数点第4位まで記入することができるものとする。見積書の余白部分に見積金額の108/100に相当する金額を記載する(1円未満の端数が生じたときは、小数点第5位以下を切り捨て)。
- 5 契約期間
契約締結日から平成31年9月30日までとする。
ただし、発注期間は、平成31年4月2日から平成31年9月20日までとする。
- 6 納入場所
神奈川県横浜水上警察署 5階 倉庫(エレベータ有り)
横浜市中区海岸通1-1
- 7 発注及び納入
 - (1) 横浜水上警察署長(以下「発注者」)が品目、数量、納入期日を記載した注文書により発注する都度、該当物品を発注者の指定する期間内(原則、発注日から起算して10日以内)に納入すること。なお、発注は月1~2回の予定。
 - (2) 納入品に不適合品があった場合は、直ちに代替品を納入すること。
 - (3) 納入の都度、横浜水上警察署長宛の納品書(宛名、納入場所、納入年月日、商号、代表者氏名及び納入する品目、規格、数量、単位、単価、金額を記載)を提出すること。
 - (4) 契約した品目が製造中止などにより納入できない場合は、事前に書面をもって申請し、了解を得たうえで同等品を納入すること。
- 8 代金の請求方法
代金の請求は、1ヶ月分を取りまとめ、翌月に発注者あての請求書を提出するものとする。請求金額に1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。
なお、発注者は受注者から適法な請求書を受領した後30日以内に物品の購入代金を支払うものとする。
- 9 その他
 - (1) 自動車を使用して納入する場合は、低公害車(神奈川県庁内グリーン配送実施指針2(4)に規定する「低公害車」をいう。)を使用し、エコドライブ(同指針2(5)に規定する「エコドライブ」を実施すること。
 - (2) 発注者(又は神奈川県知事)がこの契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、受注者は当該契約の処理の状況に関する調査への協力をすること。
 - (3) 本契約に際しては請書を提出すること。